

特別養護老人ホーム宇治愛の郷利用契約書

契約者 _____（以下「甲」という。）と事業者 社会福祉法人京都愛心会（以下「乙」という。）とは、事業者が運営する特別養護老人ホーム 宇治愛の郷（以下「施設」という。）の施設サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

- 1 老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、常時介護を必要とする要介護高齢者に対して介護等生活援助を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とします。
- 2 前項の目的達成のため、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとします。
- 3 契約者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供するよう努めます。

第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、利用者から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

第3条（運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（職員の体制、サービスの内容等）施設の概要は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 乙は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画作成担当介護支援専門員が施設サービス計画について、甲及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 乙は、基本的に12ヶ月に1回、計画作成担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更

の必要があると認められた場合には、甲及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合にも、施設サービス計画の見直しを行います。
 - ① 甲の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - ② 甲及び家族等が施設サービス計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、施設サービス計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
- 6 施設サービス計画のうち居室の指定については、原則として甲又は家族等に説明をしたうえで、介護支援専門員がおこなうこととします。

第5条（施設サービスの内容及びその提供）

- 1 施設は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの具体的内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 施設は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 甲は要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書の定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（通常は介護保険負担割合証の率）を乙に支払うものとします。但し、甲がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を支払うものとします。
（要介護認定後の申請により、自己負担分を除く金額が介護保険から償還されます）
- 2 前項の他、甲は居住費及び食費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費負担分（おむつ代を除く）を乙に支払うものとします。
- 3 前2項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、甲はこれを翌月26日までに乙が指定する方法で支払うものとします。
- 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金及について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は、甲に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 甲は、前項の変更が同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 乙及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 乙は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、甲からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 乙は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、甲に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 乙及びサービス従事者は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 乙は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用については、重要事項説明書記載コピー代を徴収します。

第9条（守秘義務等）

- 1 乙及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 乙は、第18条に定める甲の円滑な退所のための援助を行う場合に、甲に関する情報を外部に提供する際には、あらかじめ文書にて甲の同意を得るものとします。

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 甲は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には乙及びサービス従事者が甲の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、乙は、甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 甲は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損も

しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。

- 4 甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族等と乙との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしします。
- 5 甲は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることを禁止します。
 - ① 決められた場所以外での喫煙
 - ② サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - ③ 入所規則その他において乙が定めた以外の物の持ち込み

第 1 1 条（損害賠償責任）

- 1 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。但し、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとしします。
- 2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。

第 1 2 条（損害賠償がなされない場合）

- 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。
- ① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 甲が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 1 3 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰さない事由にサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとしします。
- 2 前項の場合に、乙は、甲に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとしします。その際、1か月に満たない期間のサービ

ス利用料金の支払いについては、第 6 条第 4 項の規定を準用します。

第 14 条（契約の終了事由）

甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 甲が死亡した場合
- ② 要介護認定により甲の心身の状況が「自立」又は「要支援」と判断された場合
- ③ 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条（契約者からの中途解約等）

- 1 甲は、本契約の有効期間中に本契約を解約する場合は、契約終了を希望する日の 7 日前までに乙に通知するものとします。
- 2 甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第7条第3 項により本契約を解約する場合
 - ② 甲が入院した場合
- 3 甲が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、乙が甲の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 6 条第 4 項の規定は、本条に準用されます。

第 16 条（契約者からの契約解除）

甲は、乙もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 乙もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ② 乙もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 乙もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合

第17条（事業者からの契約解除）

乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 甲による、第6条第1項から第2項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、料金を催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ③ 甲が、故意又は重大な過失により乙又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 甲の入院、外泊が連続して3ヶ月を越えた場合、又は見込まれる場合
- ⑤ 甲が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第18条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、甲がホームを退所する場合には、甲の希望により、乙は甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を甲に対して速やかに行うものとします。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第19条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 甲が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院された場合には、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入の準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用していただく場合があります。
- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を乙に支払うものとします。但し、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は、国が定める期間内に限定されます。
- 3 甲が3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合に、乙が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院されたときには、乙は再び施設に入所できるよう努めます。
- 4 甲が病院又は診療所に入院したときは、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を乙に

支払うものとしします。

- 5 乙は、甲の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができます。この場合には、甲は第6条第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

第20条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 甲は、第14条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとしします。
- 2 甲は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を事業者に対し、乙の指定する方法で支払うものとしします。
- 3 甲は、第18条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第4項を準用します。

第21条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく甲の乙に対する利用料などの経済的な債務につき甲と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - ② 本契約が終了した場合に乙と協力して甲の状態に応じた受入先を確保すること
 - ③ 甲が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（残置金を含む）の引取りなど必要な処理を行うこと
 - ④ 乙は、甲が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとしします。
 - ⑤ 甲は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
 - ⑥ 乙は、甲に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で甲の残置品を処分できるものとしします。その費用については、甲からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとしします。
 - ⑦ 甲は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。

第22条（一時外出・外泊）

- 1 外出、外泊をされる場合は、なるべく2日前まで（但し、緊急やむを得ない事情を除く）に届け出て下さい。また緊急連絡先などを知らせておいてください。
- 2 前項に定める外泊期間中において、甲は居住費及び別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担）を乙に支払うものとします。

第23条（代理人の指定）

甲は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、甲の家族等である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

住所	連絡先（ ）
氏名	続柄

第24条（苦情処理）

乙は、その提供したサービスに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名もしくは捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約日

年 月 日

事業者 住所 京都府宇治市槇島町石橋151番1
事業者名 社会福祉法人 京都愛心会
特別養護老人ホーム宇治愛の郷
代表者職氏名 理事長 増田 道彦 印

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行理由 契約者の身体状況により自筆が困難なため
 その他 _____
契約者との関係 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

契約者との関係 _____

法定代理人 住所 _____

氏名 _____ 印